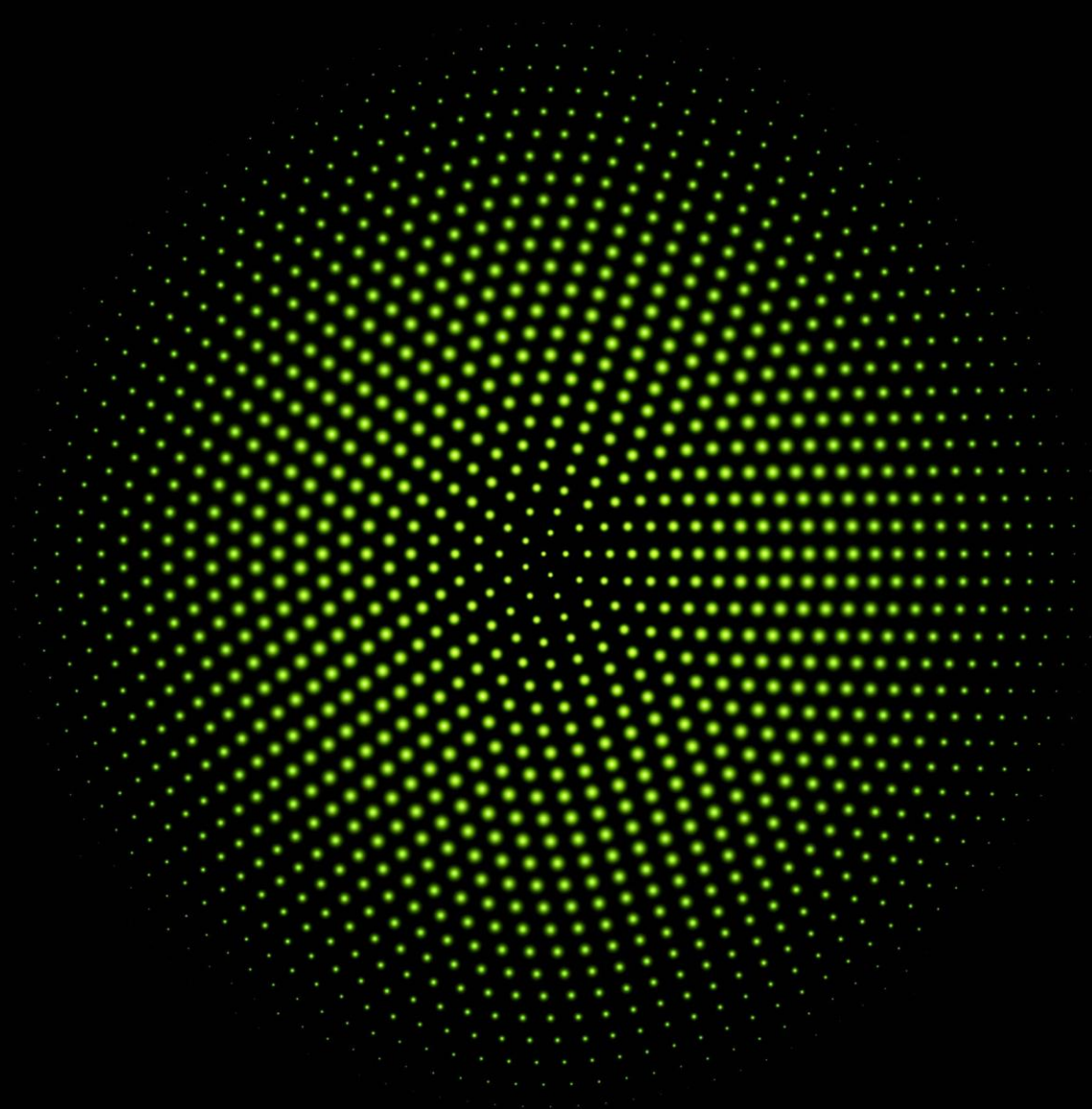




電力購入契約（PPA） の会計処理を促進する

2023年5月



日本のPPAスキーム導入に当たっての検討課題

日本におけるコーポレートPPA（電力購入契約）の導入は欧州・米州と比較するとまだ少ない状況にあります。2050年カーボンニュートラルの実現という国際公約を達成するためには再生可能エネルギーの導入拡大が必須となっており、FIT/FIP 制度によらない需要家（企業等）との長期契約によるモデルとしてコーポレートPPAに注目が集まっています。

コーポレートPPAは、電力の物理的な供給を伴うフィジカルPPAと電力の物理的な供給を伴わないバーチャルPPA（VPPA）に大別されますが、特にVPPAについては、需要家企業にとっては既存の電力会社・電力契約を変更させることなく追加性のある環境価値を安定的に確保できるといった利点があり、発電事業者にとっても、固定価格での売電収入が見込まれることで金融機関からの資金調達を容易にしたり、供給先の分散が避けられるため再エネ電気のバランスングが容易になるなどの利点があります。

一方、VPPAは、発電事業者から需要家企業に対して環境価値の移転をすることともに、環境価値見合いの発電量に対して固定価格を決め、両者間で卸電力の市場価格と固定価格の差額精算を行うスキームであるため、商品先物取引法上の「店頭商品デリバティブ取引」に該当し、日本において当該取引を実施する企業は「商品先物取引業」を行う者として、主務大臣の許可を得る必要があるのではないかという懸念がありました。当該懸念に関しては、2022年11月に経済産業省から、VPPA上、少なくとも取引の対象となる環境価値が実態のあるものであり、発電事業者から需要家への環境価値の権利移転が確認できることをもって、全体として再エネ証書等の売買と判断することが可能であれば、商品先物取引法の適用はないと考えられる旨の検討結果が公表されています。このような検討結果が公表された点は、参入を検討している企業にとって追い風になると考えられます。

しかし、会計上の取扱いは別途検討が必要となります。まずは、環境価値取引と電力価格の差額精算取引を分離して会計処理を行う必要があるか、とりわけ差額精算取引を分離する場合、関連する会計基準等に照らしてデリバティブとしての会計処理を行う必要があるかという点が課題になると考えられます。

また、環境価値取引と差額精算取引を区分せずに会計処理すると取引実態を適切に表さない点も懸念されていますが、両取引の分離が必要となる場合には、それぞれの取引価額の測定も課題となると考えられます。

差額精算取引については、デリバティブ取引としての会計処理を行う場合、多くの実務上の懸念が寄せられているため、本稿においてはVPPAが先行するドイツの事例（4ページから21ページ）を参考としてご紹介します。

ただし、差額精算取引の決済額が発電事業者の電力供給量に応じて決定される場合は、適用する会計基準によって会計処理が異なる可能性がある点には留意が必要です。本稿にてご紹介したドイツの事例は、国際財務報告基準（IFRS）に基づく会計処理ですが、日本基準においてはデリバティブの定義に①想定元本、②固定若しくは決定可能な決済金額、又は③その両方を有することが含まれている（会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第6項（1）②）のに対し、IFRSにおけるデリバティブの定義にはそれらが含まれていません。こうした相違が会計処理に与える影響については、それぞれの会計基準の考え方に照らして慎重に判断する必要があると考えられます。

また、会計上、差額精算取引がデリバティブに該当する場合、当該取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、原則として、当期の損益として処理する（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」第25項）こととなります。ここで、「時価」とは、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいいますが（企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」第5項）、時価の算定に当たり重要なインプットとなる長期にわたる卸電力市場のフォワードカーブについて、日本においては現状、公表情報として取得することが難しいという点も、実際の会計処理を行う上で実務上の大きな課題になると考えられます。



なお、需要家企業の中には、既存の電力契約が市場連動型の契約である場合、発電事業者との間で行う差額精算取引を電力調達価格のヘッジを目的として行うケースもあると考えられます。差金精算取引がデリバティブに該当し、かつ、環境価値と区分して処理することを前提とすると、このようなケースにおいて、差額精算取引をヘッジ手段としたヘッジ会計（ヘッジ対象は電力調達の予定取引）を適用できるかどうか会計上の論点になりますが、長期にわたる電力調達の予定取引の実行可能性が極めて高いと予測することが可能であるか否かが特に課題になると考えられます。

このようにVPPAには会計的な検討課題も多く、当該課題がVPPA導入のボトルネックになる可能性があることから、スキームの検討段階から、専門家への相談が望まれます。

エグゼクティブ サマリー

近年、気候変動は政治面でも産業界においても最も重要なトピックの一つとなっています。投資家と顧客の要求に沿って、またサステナブルファイナンスのタクソノミに基づいて、欧州の事業会社は、気候保護の目標を達成し、化石燃料への依存度を引き下げる方向へ事業活動を転換していく意思を表明しています。産業界の決意は、例えば、グリーン電力の使用の拡大や、今日すでに公表されているサステナビリティおよび ESG 関連の報告書などに表れています。サステナビリティの戦略的重要性が高まる中、電力購入契約（PPA）は、企業のグリーンエネルギーのニーズに対処する上で重要な手段となっています。

PPAは、関与する当事者の目的に応じて、さまざまな形式や形態で実現されます。PPAには多くの場合、発電源証明（GO）または再生可能エネルギー証書（REC）の移転に関する規定も含まれます。

この種の取引の会計処理は複雑で、PPAの締結プロセスを遅延させる要因となる場合があります。契約のストラクチャーによっては、財務諸表に多大な影響を及ぼす可能性もあります。

本稿では、バーチャル（仮想）およびフィジカル（物理）PPAについて、国際財務報告基準（IFRS）に基づく会計上の影響を発電事業者および需要家の観点から概説します。本資料は、PPA締結プロセスに備えて、調達や事業開発といったさまざまな部門の読者に手引きを提供することを目的としています。そのため、典型的なビジネスケースを作成し、財務諸表に及ぼす可能性がある影響について概説しました。また、最高財務責任者（CFO）との議論における重要ポイントや、経理部門とともに検討すべき事項についても説明しています。PPAに伴う複雑さを考えると、本資料で概説している議論のポイントが、IFRSに基づく個別の会計処理を決定する上で必要とされる全ての分析の代わりになると見なすことはできません。

本資料の中に多くの有益な知見を見いだされるよう願っています。ご質問がある場合や特定のトピックについてご相談がある場合は、ぜひ当グループまでご連絡ください。

IFRS に基づく電力購入契約（PPA）の会計処理の促進に関する本稿は、デロイト・ドイツによって作成されました。本資料は、発電事業者および需要家の組織のさまざまな部門が、PPAによる会計上の潜在的影響を把握し評価して、財務・会計部門との議論に備えることができるよう手助けすることを目的としています。



フィジカル PPA は、需要家と発電事業者との直接的な関係を伴い、この契約の下では発電事業者が所定のエネルギー量を物理的に供給することになります。契約の価値を最大限に高めるために、さまざまな価格設定メカニズムを採用できます。



バーチャル PPAは、地理的な距離にかかわらず需要家に選択肢を提供します。バーチャル PPA では、物理的なエネルギー取引は行われず、通常はスポット価格と PPA 価格との差額について純額決済が行われます。バーチャル PPA は、一般に将来のスポット価格の変動に対するヘッジとして利用されます。

エグゼクティブサマリー	04
電力購入契約 (PPA)	06
会計上の影響 (IFRS)	10
ビジネスケース	14
当社のチームと専門的ノウハウ	22
連絡先	23

電力購入契約（PPA）

定義と種別

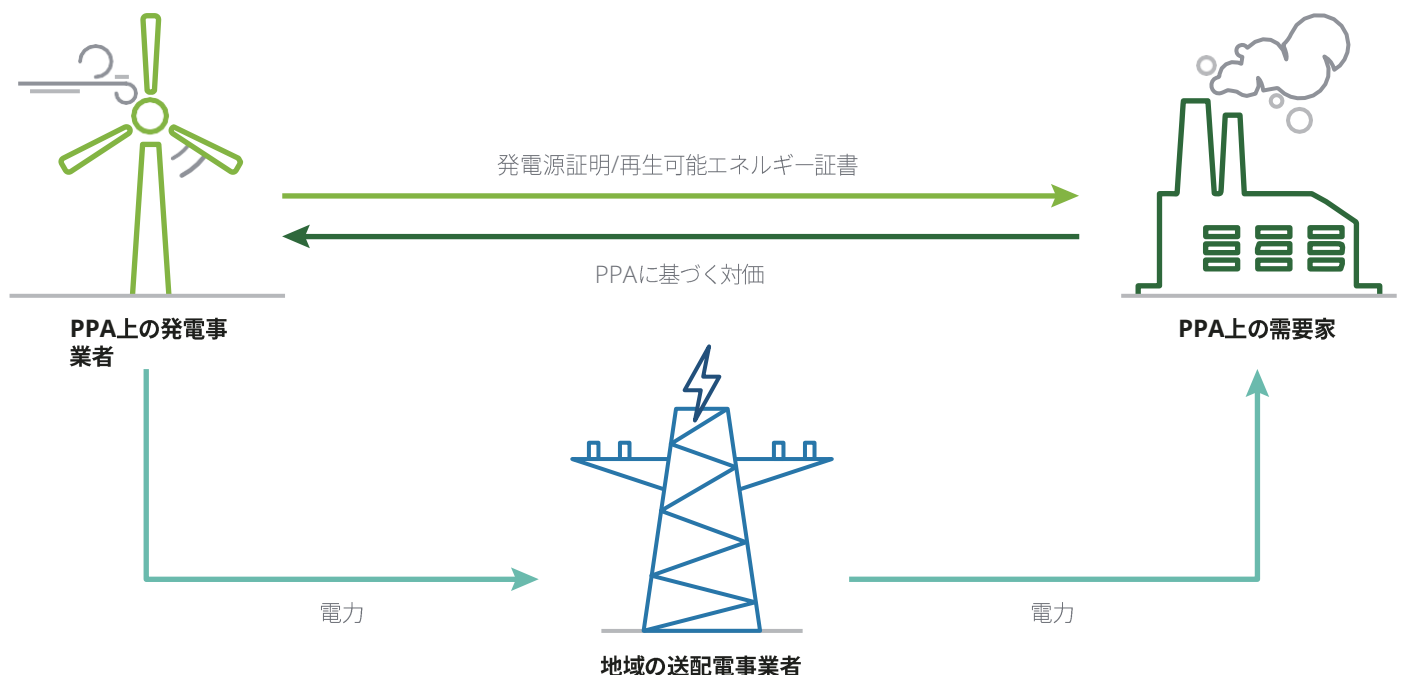


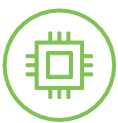
フィジカル（物理）PPA 定義

- 電力購入契約（PPA）とは、再生可能電力の供給量と価格を事前に規定する電力供給契約です。
- 供給量は固定または可変（ベースロード方式、全量買い取り（pay-as-produced）方式、使用量（プロファイル）方式など）に設定できます。

- 各種の価格設定メカニズム（固定価格制、最低価格制など）は、さまざまな水準のリスクの変化や機会創出につながる可能性があります。
- フィジカルPPAでは、発電事業者（風力発電所など）から需要家（事業会社など）に対して実際にエネルギーが供給されます。
- フィジカルPPAは多くの場合、需要家自身の（再生可能エネルギーの需要を満たすための）消費を目的として締結されます。
- PPAに基づく電力供給に加えて、供給者は、その電力が再生可能エネルギー源から生み出されていることを保証するために、発電源証明または再生可能エネルギー証書（GO/REC）（注：日本の場合は非FIT非化石証書）も移転します。
- 会計上、GO/RECは電力購入契約とは別に会計処理する必要がある場合もあります。

図1. フィジカルPPA





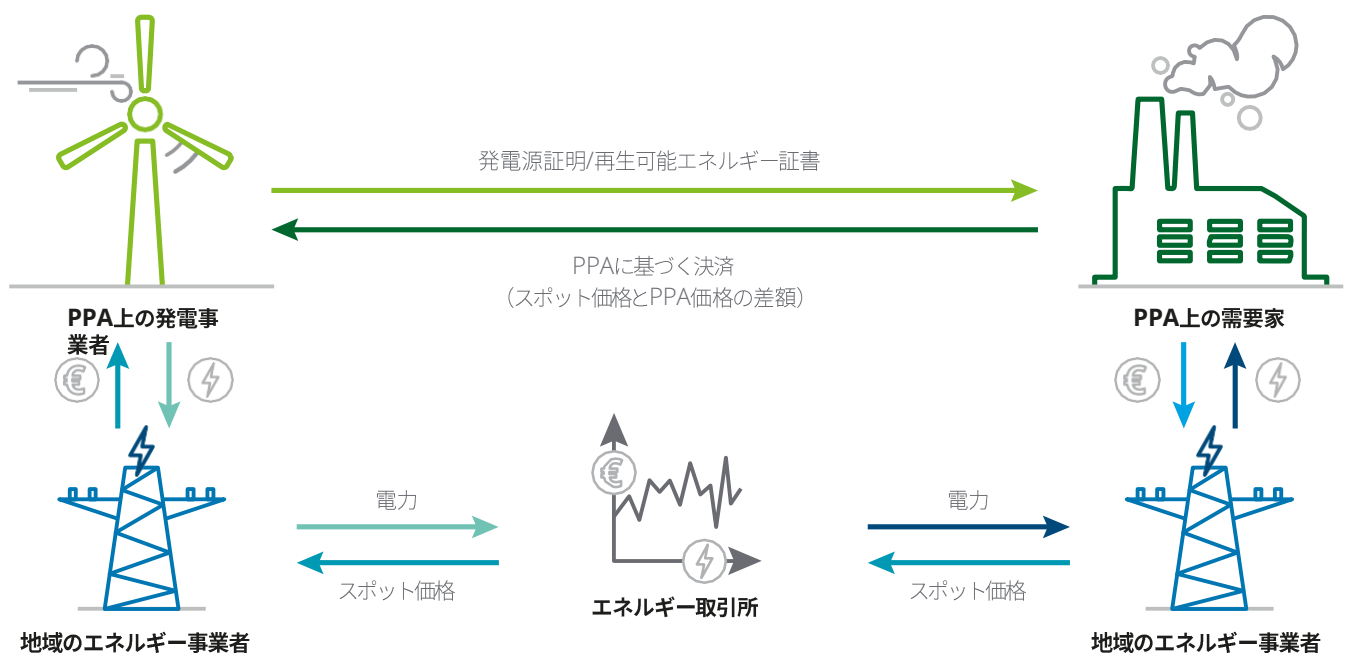
バーチャル（仮想）PPA 定義

- バーチャルPPAは、グリーン電力の発電と消費者の間の地理的な距離を考えると、實際上、極めて目的適合性が高く、代用ヘッジ（proxy hedge）としての利用や再生可能エネルギー証書の取得が可能です。
- 発電事業者と需要家の間で物理的な電力取引は行われません（双方とも地域の事業者と電力を取引します）。

- 発電事業者と需要家は通常、固定価格に基づく差額決済とRECの提供につき合意します。
- バーチャルPPAの目的は、グリーンエネルギーを物理的に受け取るのではなく、電力価格変動をヘッジすることやRECを取得することです。バーチャルPPAにおける固定価格は（スポット価格とPPA価格の差に基づいて）さまざまな水準のリスクや機会創出につながる可能性があります。
- 発電事業者と需要家は多くの場合、純額決済を行うことで合意します（どちらかがPPAの約定価格とスポット価格との差額で対価の支払い（決済）を行います）。

- バーチャルPPAは多くの場合、スポット価格の上昇（需要家）/下落（発電事業者）をヘッジする手段として使用され、会計上、ヘッジ関係として指定される可能性もあります。

図2. バーチャルPPA



PPA締結の促進要因と理由

図3. PPAの促進要因



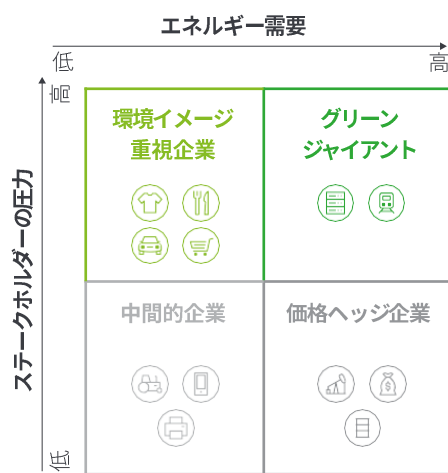
主な促進要因：エネルギー需要とステークホルダーの圧力



大幅な価格上昇と変動性の増大：ドイツ電力先物ベース（2021年）



欧州における社会環境の変化



EEX Phelix-DEベースロード（2021年）



- ・欧州とドイツは2030年までの排出量削減目標を設定しています。
- ・投資家はサステナビリティ重視の投資機会をますます選好しています。
- ・野心的なエネルギー転換に貢献するために、投資家と債権者はいずれも安定した予測可能なキャッシュフローを必要としています。

出所：EEX/Energate/Aurora Energy

電力価格の動向に関する不確実性から、グリーンバーチャルPPAなど、価格ヘッジのための商品の必要性が増しています。

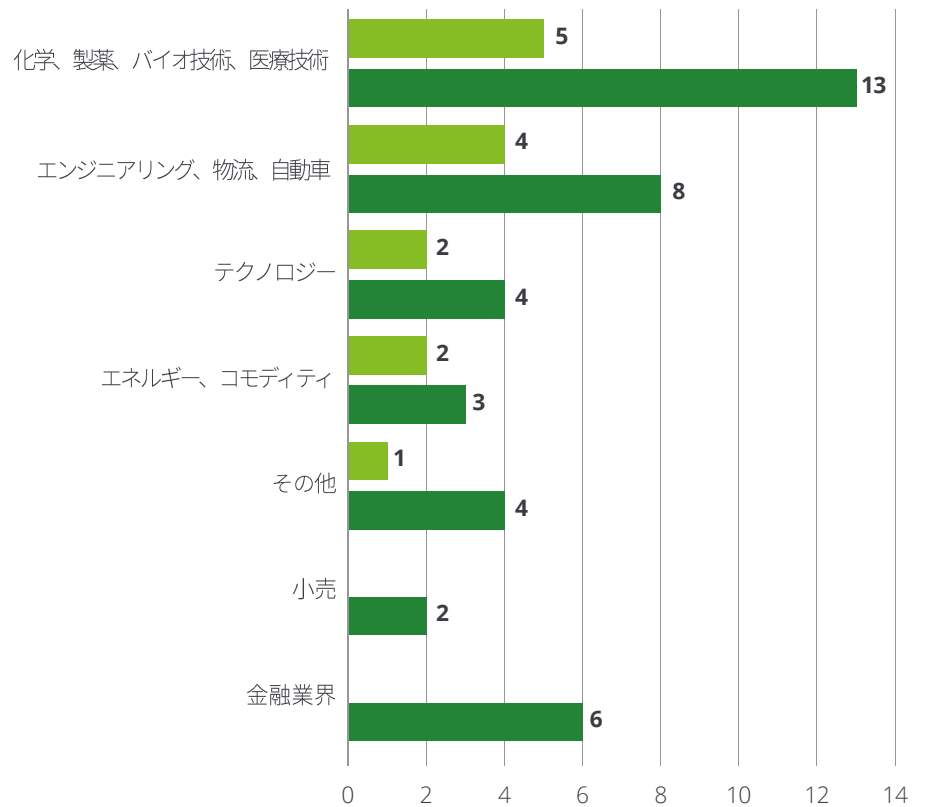


DAX 40におけるPPA

DAX 40 における業界別の PPA 締結状況 DAX 40 における PPA

- DAX 40 企業でグリーンPPAの必要性が高まっています。
- PPAを締結している主な業界（化学、自動車など）のエネルギー需要は高水準です。
- 企業の目的は次のとおりです。
 - エネルギー価格の上昇に対するヘッジ
 - 政府や内外のステークホルダーによって設定されたサステナビリティ目標の達成
- PPAは以下の要因から急速に目的適合性が高まっています
 - 政府による新たな法令
 - CO₂ 排出量削減目標
 - CO₂ 証書とエネルギーの価格上昇
 - DAX 40 企業の顧客とステークホルダーにおける関心と関連性の高まり
- PPAの目的適合性は、欧州の企業サステナビリティ報告指令（CSRD）との関連でますます明らかになっています。

図4. DAX 40の業界別PPA締結企業数



■ PPA締結企業数
■ 各業界の企業数

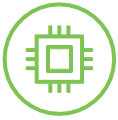
2022年1月15日現在
出所：公表されている情報をデロイト
ドイツ内で分析



会計上の影響(IFRS)

バーチャルおよびフィジカルPPAに関わる会計基準と、両PPAがIFRSに基づく財務諸表に及ぼす影響について説明します。





バーチャルPPA

検討すべき重要事項



デリバティブとは何ですか？



デリバティブとは、将来に決済される金融契約であり、その価値は原資産（電力など）に依存します。

例：先物、先渡、オプション、各種契約

デリバティブとしてのPPAがもたらす影響

- ・ 詳細な会計分析を実施する必要性
- ・ 最も一般的には公正価値の認識
- ・ 損益が変動する可能性



原資産

スポット価格/REC など



RECの購入や電力購入について分析する必要がありますか？



PPA にはREC 要素（調達）と電力要素（価格ヘッジ）が含まれる可能性があり、どちらも評価が必要です。

RECと電力に関わる義務によって個別的または総合的に生じる影響



または



電力価格ヘッジ：デリバティブの価値変動額（スポット価格と固定価格の差額）による対価の支払い

REC の調達（自己使用？）



フィジカルPPA

検討すべき重要事項



PPAがどうしてリース契約になり得るのですか？

需要家においてリース処理がもたらす影響

- PPAがリースと見なされる場合、使用权資産とリース負債（即ち、バランスシートに対する重大な影響）を認識します

以下のポイントについて確認

- 特定施設（風力発電所など）からの調達か、それとも様々な供給源（ウインドパークなど）からの調達か？
- プラントで生み出されたすべての便益（電力、REC など）を受け取っているか否か（即ち、全量買い取り）、または供給量が合意されているか否か（即ち、ベースロード、80% など）の確認
- プラントの使用を指図する権利（稼働停止の権利、設計など）を有するか？



金融商品？
デリバティブと自己使用か？

純額決済と自己使用の例外がもたらす影響

- PPAが純額決済される場合：IFRS第9号の適用範囲に含まれる可能性あり
- 自己使用の例外に該当する場合：電力引渡時に標準的な調達契約に従って費用を認識（IFRS第9号の適用範囲外）



以下のポイントについて確認。

固定価格

明示的な純額決済

黙示的な純額決済

- デリバティブか否か
- IFRS第9号の適用範囲に含まれる金融商品
- 自己使用に関する確認
- 容易に換金可能（活発な市場（ドイツのEEXなど）が必要）

自己使用の需要を満たす目的か？



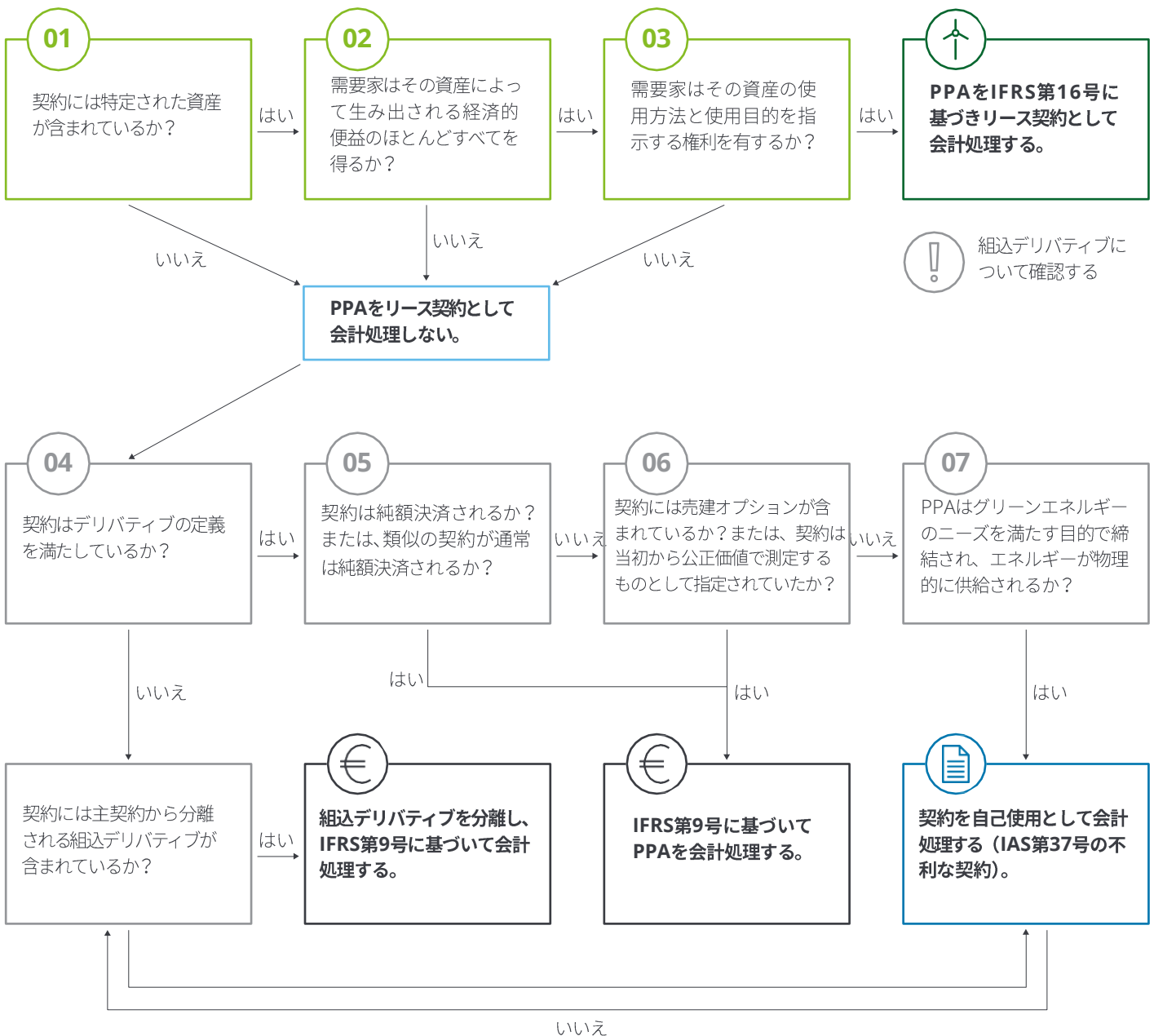
調達量 ≤ 使用量

自己使用の契約



IFRSの適用範囲を判断するには、契約と基本的な事業目的の詳細な分析が必要です。

図5. PPAの会計処理 - 簡易デシジョンツリー



フローチャートの手引き：各ビジネスケースにおいて、番号で示された該当する質問の説明を参照してください。

1. ビジネスケース

事業会社に関するバーチャルPPAの典型例

PPAの準備段階では発電事業者と需要家（事業会社など）の双方がPPAに関するリスクと影響を検討します。以下では、バーチャルPPAの典型例について詳しく検討し、下記に関して考えられる影響を評価します。

金融商品、公正価値測定、ヘッジ会計

当然ながら、注目ポイントは関与する各当事者の目的に応じて異なります。



事実前提 ビジネスケース

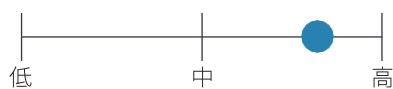
- ある自動車業界の事業会社は、2022 年 1 月 1 日にスペインの風力発電事業者とバーチャルPPAを締結しました。
- 目的：価格ヘッジ、REC の調達
- 電力の物理的供給なし

契約期間	10年	バーチャルPPAに伴うリスク	
固定価格	50ユーロ/MWh	契約条項	
供給量	全量買い取り、P90 ：32,400MWh/年 (2,700MWh/月) (設備容量の80%)	基本ケース（固定価格、 供給量：全量買い取り）	発電事業者 ←-----→ Offtaker 再生可能エネルギーの 生産リスク 価格リスク プロファイルリスク
REC	100%移転（指定価格 なし）	代替案A ベースロード、消 費プロファイル	プロファイルリスク ←-----●-----→
純額決済	PPA価格とスポット 価格の差額	代替案B 指数連動型の価格設定	価格リスク ←-----●-----→

詳細分析01: PPAが固定価格の合意または純額決済を含む場合は、金融商品として分類される可能性があります。



金融商品 財務上の影響



バランスシート



損益



複雑性



分析

04

固定価格の契約は原資産（電力の市場価格）の変化に応じて価値が変動するため、契約はデリバティブの定義を満たしています。

05

契約は純額決済され、電力が物理的に供給されることはありません。RECは個別に価格設定されないため、契約上の純額決済にはRECの対価も含まれます。



上記の契約条項と純額決済により、契約は**IFRS第9号が適用**される金融商品と見なされます。

契約交渉の重要ポイント

価格メカニズム 固定価格によりデリバティブに該当

REC 供給量、個別価格

純額決済 PPA価格に関連

CFOとの議論

- 会計上の目標を定め、以下を検討：
 - PPAの目的（RECの調達であるか、電力の価格ヘッジであるか、その両方か）
 - 契約上の決済方式の目標（純額決済？）
 - 損益計算書の表示科目
 - 公正価値測定の複雑性

経理部門との検討事項

- 契約はIFRS第9号の適用範囲に含まれるか？
- 固定価格とRECの調達を分離し、RECを自己使用として会計処理すべきか？
- どのように公正価値測定を適用し、損益の変動を抑制できるか（ヘッジ会計）？

自己使用の必要を満たすことが困難。



得られた知見

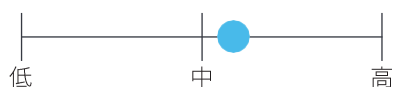
固定価格を含むバーチャルPPAは、デリバティブとして分類される可能性が高い（契約全体または分離された契約のいずれか）。

- RECが物理的に引き渡され、個別に価格設定がされない場合でも、契約全体は金融商品として分類されます。
- 契約がRECの調達を目的とした自己使用契約と見なされる場合、公正価値の測定はそれほど複雑でない可能性があります。この場合、組込デリバティブ（電力の固定価格取引）はRECの契約から分離され、公正価値で測定されます。

詳細分析02: PPAの公正価値は、期待価格、環境上の便益の価値、およびリスクの評価に依存します。



公正価値測定 財務上の影響



バランスシート	↑
損益	↑ ↓
複雑性	↑

分析

契約全体または組込デリバティブのいずれかがIFRS 第9号の適用範囲に含まれ、**公正価値**で測定されなければなりません。

公正価値

秩序ある市場取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格。

当初測定

公正価値は多くの場合、取引価格と同じです（本ビジネスケースでは市場取引によるためゼロ）。その他の場合は、追加のリスクと契約条件に基づきDay1 損益を分析。

事後測定

適切な手法（DCF法など）およびインプット（電力供給量、先物・先渡市場価格、長期的な予想価格、品質要因といった観察可能あるいは観察可能でないインプット）に基づいて測定します。

契約交渉の重要ポイント

- 締結前に契約を分析し、関連するインプット要因（価格設定、市場、供給量）を特定する
- 可能な場合は、観察可能な市場パラメータを使用する（例えば、REC が分離されない場合、RECの公正価値よりも電力の固定価格の価値の変化の方が算定しやすい）

CFOとの議論

- 会計上の目標を定め、以下を検討：
 - 公正価値測定を実施する能力
 - 毎期、事後の公正価値算出に使用するシステムと市場データの確保

経理部門との検討事項

- 公正価値は当初の取引価格と異なるか？
- インプットパラメータと仮定を定義し、公正価値を測定するための評価手法を導入する
- 事後の公正価値変動を損益計算書に認識し、Day1 損益を含め会計処理する手法を開発する



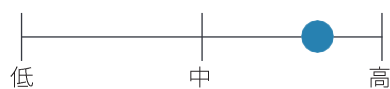
得られた知見

- 取引当初の公正価値は多くの場合、取引価格と同じです。しかし、潜在的なリスクと便益に関して分析を加える必要があります。
- 事後測定は、ほとんどの変化は市場価格の変動に基づきますが、その他にも、前提事項やインプットパラメータ（予想される供給量、パターン、品質要因など）の変化によって影響が生じる可能性があります。

詳細分析03: 損益計算書上の変動はヘッジ会計を適用することで軽減される可能性があります。



ヘッジ会計 財務上の影響



バランスシート	➡
損益	➡ ➡
複雑性	➡

分析

一般に、PPAを公正価値で測定し、損益を通じて公正価値の変動を認識すると（いわゆるFVTPL）、デリバティブとして測定するため損益の変動が激しくなります。

IFRS第9号で要求される適格要件が満たされている場合、PPAはキャッシュ・フロー・ヘッジに指定できます。その場合、PPAの実質的な公正価値の変動はその他の包括利益（OCI）において認識されるため、損益の変動が軽減されます。

契約交渉の重要ポイント

- 固定価格の対象となる供給量が、実際の電力およびRECの必要量と同等かそれを下回ることを確認する
- 例えば、電力調達する取引所と同じ地域の電力マーケットで決済されるバーチャルPPAは、ヘッジ会計適用適格となる可能性がある
- 市場に連動した価格ストラクチャーを確認する

CFOとの議論

- 会計上の目標を定め、以下を検討：
 - ヘッジ会計の利点（損益変動の抑制）と複雑性（注記の開示、有効性の判定および測定など）を評価する
 - ヘッジ会計導入とその後の運用のためのプロセスを事前に規定する（システム/ツールを含む）

経理部門との検討事項

- ヘッジ会計を適用するための要求事項は満たされているか？
- 適用後、有効性の判定、測定および開示に関する事後的な要求事項を満たすことはできるか？



得られた知見

- ヘッジ会計は、デリバティブと電力/RECの調達に関する測定および認識の相違に対処する上で役立ちます。
- ヘッジ会計により、企業はヘッジ手段（PPAの公正価値）とヘッジ対象（電力需給）による損益の変動を抑制できます。
- 市場と商品の相関および有効性を考慮します。



2. ビジネスケース

2つ目の詳細分析では、次のようなフィジカルPPAの影響に焦点を当てます。

1. 自己使用の例外
2. リース

当然ながら、注目ポイントは関与する各当事者の目的に応じて異なります。

事業会社に関するフィジカルPPAの典型例



事実前提

ビジネスケース

- ある自動車業界の事業会社は、ドイツの風力発電事業者とフィジカルPPA（ベースロード）を締結しました。

契約期間 10年

固定価格 固定価格
(60ユーロ/MWh)

供給量 予想される消費
プロフィール

- 目的：エネルギー消費のニーズを満たすこと
- 消費量相当のRECを100%移転
- 明示的な純額決済を行わない

フィジカルPPAに伴うリスク

契約条項

基本ケース（固定価格、消費プロフィール）

代替案A

全量買い取り

代替案B

指数連動型の価格設定

発電事業者

需要家

再生可能エネルギーの生産リスク
プロフィールリスク

価格リスク

プロフィールリスク

価格リスク



詳細分析01: フィジカルPPAは、目的とエネルギー消費量に応じて、自己使用契約として分類される可能性があります。



自己使用（事業会社にとって最善のケース） 財務上の影響



バランスシート →

損益 →

複雑性 ↓

分析



契約は現金で純額決済されませんが、電力はドイツの活発な市場でいつでも売却できます（容易に換金可能）。



しかし、PPAに基づく調達量が電力の必要量を超えず、自己使用の必要から契約を締結すると見なされる場合は、IFRS 第9号の適用範囲外（**自己使用**）となります。



最後のステップにおいて、組込デリバティブ（固定価格、RECなど）が分離して処理されるか、それとも主契約と密接に関連しているかを評価する必要があります。

契約交渉の重要ポイント

- ・ 純額決済条項を回避する（違約金の支払いにも含まれる場合がある）
- ・ 供給量が需要家の必要量を超えないこと、および自己使用の必要を満たすために契約を締結することを確認する

CFOとの議論

- ・ 会計上の目標を定め、以下を検討：
 - 可能な場合は自己使用の例外を適用し、公正価値測定 of 複雑性と損益の変動を抑制する
 - 組込デリバティブに注意する（分離し、公正価値で測定する場合がある）

経理部門との検討事項

- ・ 契約は純額決済できるか？ また、原資産の電力及びREC は容易に換金可能か？
- ・ 契約は自己使用として適格（IFRS 第9号の適用範囲外）か？
- ・ 含まれ得るデリバティブは主契約と密接に関連しているか？



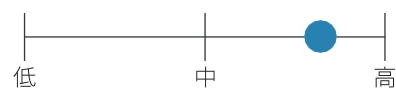
得られた知見

- ・ PPAに固定価格が含まれると、デリバティブの定義を満たす可能性が非常に高くなります。
- ・ しかし、契約が純額決済されず、電力が物理的に調達され、その調達量が自己使用の必要を満たすために求められるものである場合、契約は依然としてIFRS 第9号の適用範囲外である可能性があります。

詳細分析02: ストラクチャーが全量買い取り方式に変更された場合、PPAはリースとして分類される可能性があります。



リース 財務上の影響



バランスシート ↑

損益 →

複雑性 ↗

分析

- 01 プラント（その種別、所在地など）が契約で規定されている場合、特定された資産を確認することができます。
- 02 すべての経済的便益が移転されます（全量買い取り契約、100% の REC）。
- 03 しかし、需要家はプラントの使用を指図する権利を有しておらず、したがって契約はリースとは見なされないと考えられます。
- € 固定価格はデリバティブと見される可能性があります。自己使用の要件について確認。

契約交渉の重要ポイント

特定された資産	契約に規定されたプラント
経済的便益	全量買い取りなど
使用を指図する権利	稼働停止の権利/設計

CFOとの議論

- 会計上の目標を定め、以下を検討：
 - ツールの導入/システムの拡張（リースの影響算定のため）
 - 損益計算書の表示（営業、財務項目など）

経理部門との検討事項

- 契約はIFRS第16号の適用範囲に含まれるか？
- すでにリース会計を導入しているか？
- リースの影響を算定し、必要に応じて使用権資産とリース負債を認識する



得られた知見

- リースとして分類するには、資産が特定され、その使用を指図する権利を有するとともに、実質的にすべての経済的便益が移転される必要があります。
- リース会計は、使用権資産とリース負債の算定および測定により、複雑度の増大とバランスシートの拡大につながる可能性があります。
- 全量買い取り契約においてリース会計を回避するには、誰が資産の使用を指図する権利を有するかを明確にします。

当社のチームと専門的ノウハウ

PPAプロジェクトの実績に基づく信頼性

図6. 当グループのチームは、電力・公益事業・再生可能エネルギー業界のさまざまなIFRS会計およびPPAプロジェクトで優れた経験とノウハウを有します。

部門横断的なワークショップ	会計アドバイザー
契約分析とPPAの促進要因に関する議論	日本基準及びIFRSの適用可能性と影響の分析
✓ お客様との各種契約に関する分析および議論 ✓ 部門横断的なノウハウの共有 ✓ 外部プロバイダーとの協業を通じた適切な将来電力予測実現	✓ PPAの契約分析と会計処理の分析支援 ✓ 公正価値測定の設定とヘッジ会計適用の支援 ✓ その他の会計トピックに関する支援
ファイナンシャルアドバイザー	コンサルティング
PPA用のリスク分析・評価ツールの開発	PPA活用及び将来電力価格予測
✓ PPAの公正価値評価ツールの開発 ✓ 市場データと市場価格の決定に関する専門知識	✓ PPAを活用した脱炭素戦略支援 ✓ エネルギーシミュレーション（D-Times）を利用した将来長期電力価格予測モデルの提供

連絡先

日本における問い合わせ先

エネルギーセクターリーダー

樋野 智也

デロイトトーマツグループ
パートナー
tomhino@deloitte.com

会計アドバイザー

稲垣 直明

監査法人トーマツ
パートナー
Tel: +819065302715
naohiro.inagaki@tohatsu.co.jp

評価業務

中道 健太郎

デロイトトーマツ
ファイナンシャルアドバイザー合同会社
パートナー
Tel: +819098483175
kentaro.nakamichi@tohatsu.co.jp

橋本 和明

監査法人トーマツ
シニアマネジャー
Tel: +819065626274
kazuaki.hashimoto@tohatsu.co.jp

齋藤 貴茂

デロイトトーマツ
ファイナンシャルアドバイザー合同会社
パートナー
Tel: +819064968304
takashige.saito@tohatsu.co.jp

リスクマネジメント

赤峰 陽太郎

監査法人トーマツ
パートナー
Tel: +819060178616
yotaro.akamine@tohatsu.co.jp

コンサルティング

加藤 健太郎

デロイトトーマツ合同会社
執行役員
Tel: +817038685675
kentakato@tohatsu.co.jp

税務

藤井 行紀

デロイトトーマツ税理士法人
パートナー
Tel: +818034102779
yukinori.fujii@tohatsu.co.jp

その他

デロイトトーマツグループ
エネルギーセクター事務局
jp_energy_contact@tohatsu.co.jp

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters” をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュートーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited